

京都大学大学院生命科学研究科生命動態共用研究施設解析受託内規

(令和元年10月15日 生命科学研究科研究科長裁定制定)

(令和2年 3月 6日 生命科学研究科研究科長裁定改訂)

第1条 京都大学大学院生命科学研究科生命動態共用研究施設（以下「共用研究施設」という。）において受託する解析に関し必要な事項については、この内規の定めるところによる。

第2条 共用研究施設に生命科学研究科に関する解析を委託できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他共用研究施設長が認めた者

第3条 共用研究施設において受託した解析は、次の各号に掲げる室のうち、解析の内容に応じた室において行う。

- (1) イメージング室
- (2) 次世代DNAシーケンス室
- (3) 農生棟機器室
- (4) 蛋白質解析室

第4条 解析を委託しようとする者は、前条に掲げる室のうち、当該解析を行う室の長（以下「室長」という。）に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第5条 前条の承認を受けて解析を委託する者（以下「委託者」という。）は、解析が終了した後、別表に定める利用負担金を負担しなければならない。

第6条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難しいと共用研究施設長が特に認めた場合は、共用研究施設長が負担方法を別に定めることができる。

第7条 室長は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該解析の委託の承認を取り消し、又は当該解析を中止することができる。

- (1) 委託者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると室長が認めるとき。
- (2) 委託者が、第4条により提出した申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 本学の管理上の事由により、解析に支障があると室長が認めるとき。

2 前項第1号及び第2号の事由により解析の委託の承認を取り消し、又は解析を中止したことにより委託者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

第8条 共用研究施設は、解析終了後速やかに解析結果を委託者に通知する

第9条 共用研究施設は、不可抗力の事由によって生じた試料の損害に対しては、一切の責任を負わない。

第10条 共用研究施設に所属する教職員及び委託者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、解析により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

第11条 生命科学研究科研究科長は、以下の場合に委託者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、委託者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更にあたり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに各室ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、委託者に周知するものとする。

第12条 この内規に定めるもののほか、共用研究施設において受託する解析に関し必要な事項は、共用研究施設長が定める。

附 則

この内規は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。